

児童養護施設退所児童等 自立支援資金貸付事業のご案内

■ 児童養護施設退所児童等自立支援資金とは

進学や就職により児童養護施設など※を退所した方や里親など※の委託が解除された方または児童養護施設などに入所中の方や里親などに委託中の方に自立支援資金を貸し付けることで、円滑な自立を支援することを目的としています。
 ※「児童養護施設など」とは 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所を指します。
 ※「里親など」とは 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を指します。

■ 貸付申請方法

貸付けの対象となる方は、児童養護施設などを退所又は里親委託などを解除されてから5年が経過するまでの間、貸付けの申請が可能です。
 また、児童養護施設などを退所又は里親委託などを解除された時点で貸付けの申請をする必要がなかった方が、その後生じた事由により貸付けの申請を行うことも可能です。
 ただし、貸付申請につきましては資金種類ごとにそれぞれ1回までです。



■ 貸付資金の内容等

貸付対象者	資金の種類	貸付期間	貸付額
進学者	生活支援費	大学等に在学する期間(月単位) (原則として正規の修学期間)	月額50,000円
	生活支援費の追加貸付	生活支援費の貸付期間のうち2年間まで	医療費などの実費相当額
	家賃支援費	大学等に在学する期間(月単位) (原則として正規の修学期間)	1月あたりの家賃相当額 (管理費及び共益費を含む) ※居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度。住所地によって上限が異なり、千葉県内では37,200～46,000円以内。
就職者	家賃支援費	2年を限度として就労している期間	
資格取得希望者	資格取得支援費	一括交付	資格取得に要する費用の実費250,000円以内

※各貸付金については、申請日以降に発生する資金の貸付けをいたします。さかのぼっての貸付けはできませんのでご了承ください。

■ 貸付利子

貸付利子は無利子です。
 ただし、返還となった場合に、期限までに返還されなかった際には延滞元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

■ 返還猶予・返還免除

貸付後、就職している場合(進学者は大学等を卒業した日から1年以内に就職)は、資金の返還の猶予を申請することができます。また、猶予を受けた方が引き続き5年間(資格取得希望者は2年間)継続して就業した場合、返還の免除を申請することができます。



■ 申請の受付先

- 児童養護施設などを退所した方または入所中の方→退所・入所中の児童養護施設など
 - 里親委託などを解除された方または委託中の方→管轄の児童相談所
- 詳しくは、本会ホームページに掲載している「児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業 貸付制度の手引き」をご確認ください。



社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター内 TEL043-244-2945

2026.4.ver